

(イ) 高度学術研究分野

学歴	博士号 [PhD]	
	博士号 (専門職学位は除きます) を取得している	30
	博士号 (専門職学位) を取得している	20
	修士号 [Master's Degree]	
	修士号を取得している	20
	[ポイント加算]	
	複数の分野で博士号・修士号または専門職学位を取得している	5
職歴	大学卒業	
	大学を卒業している (博士号・修士号を持っている方は除きます)	10
	従事しようとする業務の実務経験	
	7年~	15
	5年~	10
	3年~	5
年収 (賞与を含む)	年収 [~29才]	
	1000万円~	40
	900~999万円	35
	800~899万円	30
	700~799万円	25
	600~699万円	20
	500~599万円	15
	400~499万円	10
	年収 [~34才]	
	1000万円~	40
	900~999万円	35
	800~899万円	30
	700~799万円	25
	600~699万円	20
	500~599万円	15
	年収 [~39才]	
	1000万円~	40
	900~999万円	35
	800~899万円	30
	700~799万円	25
	600~699万円	20
	年収 [40才~]	
	1000万円~	40
	900~999万円	35
800~899万円	30	
年齢	年齢	
	~29才	15
	~34才	10
	~39才	5

(作成) OBI行政書士事務所

研究実績		
ボーナス1	特許の発明 1件以上	20
	日本入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件以上	20
	研究論文の実績：日本の国の機関で利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者である論文のみ) 3本以上	20
	上記以外(著名な賞の受賞歴等) → 関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与を判断)	20
	*2つ以上該当する場合は、25点	
イノベーション促進支援措置機関		
ボーナス2	該当する機関に勤めている	10
	※イノベーション促進支援措置機関の一覧	
	http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/pdf/r01_07_tokubetsu-kasan.pdf	
	[ポイント加算]	
	その機関が中小企業である	10
試験研究費等比率		
ボーナス3	試験研究費等比率が3%超の中小企業に勤めている	5
外国の資格・表彰		
ボーナス4	職務に関連する外国の資格等を持っている	5
	※高度人材ポイント制の加点対象となる外国の資格・表彰	
	http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/pdf/h31_03_shikaku-hyousyou.pdf	
日本の学位		
ボーナス5	日本の教育機関で学位を取得している	10
日本語能力N1レベル		
ボーナス6	日本語能力試験N1・BJTビジネス日本語能力テスト480点以上・または外国の大学で日本語を専攻して卒業した方	15
日本語能力N2レベル		
ボーナス7	日本語能力試験N2・BJTビジネス日本語能力テスト400点以上 (ボーナス5または6のポイントを獲得した方を除きます。)	10
成長分野における先端的事業		
ボーナス8	成長分野における先端的事業(法務大臣が認める事業)に従事している	10
	※将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業一覧	
	http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/pdf/r01_07_sentan-jigyo-list.pdf	
法務大臣が告示で定める大学		
ボーナス9	法務大臣が告示で定める大学を卒業した	10
	※世界大学ランキングに基づき加点対象となる大学	
	http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/pdf/h31_10_daigaku-ranking01.pdf	
	※スーパーグローバル大学創成支援事業(トップ型及びグローバル化牽引型)で補助金受けている大学	
	http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/1360288.htm	
※外務省が実施するイノベティブ・アジア事業で「パートナー校」として指定を受けている大学		
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/pdf/h30_10_partner-list.pdf		
法務大臣が告示で定める研修		
ボーナス10	法務大臣が告示で定める研修を修了した(日本の高等教育機関における研修については、ボーナス5のポイントを獲得した場合を除く)	10
	※外務省が実施するイノベティブ・アジア事業の一環として、外務省から委託を受けた独立行政法人国際協力機構(JICA)が日本で実施する研修で、研修期間が1年以上のもの	

(作成) OBI行政書士事務所